

つくるまサーキット那須 走行車両規定

当サーキットにて安全・快適なモータースポーツを楽しんでいただくために、スポーツ走行や貸切イベントにて走行する車両は、必ずこの「走行車両規定」に則った状態での走行を厳守願います。規定事項に違反した場合は、走行およびイベントの中止をさせていただくこともあります。以下条文に該当する車両を基本走行可とし、それに該当しないものを走行させたい場合は、スタッフの承認を得て対応することとする。

第1条 車両の種類

- ・一般道路交通法に定められた普通自動車、軽自動車、普通自動二輪車、大型自動二輪車、原動機付き自転車、カート等
 - ・当コーススタッフの判断をもって、検査・承認されたオリジナル車両。
- ※トラック、バス、特殊車両等、コースに著しい影響を与えると判断される車両は走行できない。
- ※特殊な車両に関してはサーキットの判断にて可否を検討する。
- ※車検切れ車両等での仮ナンバーでの自走での来場は入場をお断りする。
- ※中傷的・宗教的な表現を強調した車両(ステッカーやラッピング表示等)は入場をお断りする。

第2条 車両の仕様

- ・一般道の走行に支障がないレベルの車両セッティングを厳守とする
- ・走行に危険と判断できる極端なアライメント等での走行は禁止する。
- ・部品が外れかけている状態でのコースインは禁止する。
- ・ボンネットを外しての走行は禁止する
- ・ブレーキキャリパー・パッド類・車輪等の脱落が無いよう整備されていること
- ・各イベントごとの仕様条件に従っていること

第3条 音量

音量規制は 105 db 以下。(走行時)(アフター、バックファイバー音含)

第4条 タイヤ

- ・スリップサインやワイヤーの飛び出たタイヤの使用を禁止する。
- ・スパイクタイヤの使用は禁止する
- ・一般的なタイヤではないもの(PVC等)での走行の場合は都度スタッフの承認を得ること

第5条 ロールバー

オープン、グラストップ、Tバールーフ等、ルーフ強度が低い車両はロールバーを装着することが望ましい。
ロールバーが装着されていない場合はルーフを完全に閉じること

第6条 ベルト

- ・走行時に必ずベルトを装着できる状態にあること。破損等があり性能を確保できていない状態のベルトは認めない。
- ・4点式以上のベルトを推奨する。
- ・オープンカーでルーフを開けて走行する場合は、特に危険度が高いため4点式以上のベルトの装着を義務付ける。

第7条 灯火装置

走行する車両で、ガラスレンズの灯火装置を搭載する車両はレンズに飛散防止のテープの貼り付けを推奨する。

第8条 ガソリン、オイル、フルード、水類

いかなる場合も、ガソリン、オイル、水等の漏れが無い状態であること(走行中にこぼれる恐れがないこと)

漏れが発見された場合、直ちに走行を止め、修理を行うこと

※コース上に撒き散らした油水処理に必要な部材の費用は、走行者およびイベント主催者へ請求する。

※コース上にオイルの付着確認された場合、早急に走行を中断させ会場スタッフがオイル除去作業を実施する。

その際のイベントおよび走行中止時間の繰越し・延長などはできない。

第9条 荷物

荷物は車外に出しておくこと

場内の盗難等に気を付け、貴重品は自己管理できるようにすること

第10条 撮影・記録機器

車載用のビデオカメラやデータロガー等は確実に固定すること(外装への取付けは基本として認めない)

第11条 ゼッケン

指示のあるゼッケンを必ず車両の見える場所に貼り付けて走行をすること。

また、ゼッケンは剥がれ防止のため、縁全周をテープにて車両へ貼り付けること。

ゼッケンの再交付は、別途100円の費用を請求する。

第12条 窓、サンルーフ

走行する車両の、乗車側の窓は全閉とする。サンルーフは閉じること